

鈴鹿市地域づくり協議会条例案（骨子）のパブリックコメントの意見一覧

※ 募集期間 平成30年11月6日（火）～12月6日（木）

※ 意見提出者数 5名

※ 意見件数 36件

No.	意見等	意見に対する考え方	変更内容
① 目的			
1	地域づくり協議会は何をしようとしているのでしょうか。	人と人、団体と団体のつながりを強くし、地域内での連携協力体制を築きます。地域での様々な取組みを改めて見直し、これからの住みよい地域のために何が必要かをみんなで考えます。介護予防、高齢者の生活支援、健康づくり、障がい者福祉、防災防犯、子どもの健やかな育ち、伝統文化の継承、多文化共生、環境美化などの多様な課題解決に、地域の知恵と工夫を活かします。	
② 協議会の役割			
2	「市と協働して地域づくりに取り組む」を記載しなくてもよいのではないのでしょうか。記述するならば、各種事務委託をしている自治会も市と協働しているはずなので、考えを整理すべきだと思います。	協働の領域には自助・共助・公助があり、地域だけでできるものもあれば、地域と行政と一緒に取り組むものもあります。委託も協働の形態のひとつであり、自治会と市も協働の関係にあります。地域づくり協議会は、地域で活動する各種団体等を包括する組織であるため、現在単位自治会に向けて委託している事務の内容も含めて、そのあり方を見直す必要があると考えています。	
3	具体的に市と協働して行うような大きな課題に取り組むには、人・物・金がないと難しいと思います。地域づくり協議会にこのような大きな役割を持たせるのは無理があるのではないかと。具体的にどのよ	市と協働して取り組むことは、必ずしもたくさんの人・物・金が必要な取組ばかりではありません。地域づくり協議会の大きな役割は、市民と行政と一緒に話し合い掲げた「住みよいまちをつくる」という目標に向けて、自助・共助の範囲で課題解決に取り組むことであり、その取組みを「⑧協議会の事業」で表しています。地域で解決できることは地域で解決し、地域で解決が困難なものは、市と	

	うなことをどのような形で行うのか解説の中に記載すべきであると思います。	共に考え、役割分担し、協働で課題に取り組んでいくものと考えています。	
4	地域の課題には、行政が主体主導して取り組む必要のある場合も多くあるため、「自主的に地域の課題解決」というのは厳しく難しいのではないのでしょうか。	地域づくり協議会の大きな役割は、市民と行政と一緒に話し合い掲げた「住みよいまちをつくる」という目標に向けて、自助・共助の範囲で課題解決に取り組むことです。地域の実状によって課題は一様ではないため、地域自らが地域に合った方法で課題解決にあたるのが大切と考えています。	
5	成果に大きく影響するものと思われる「地域の絆づくり」をいかに進めるのでしょうか。	地域づくり協議会は、人と人、団体と団体の横のつながりを強くしていく仕組みです。すぐに成果が表れるものではありませんが、地域の一員として住民一人ひとりが参加していくことが、地域の絆を取り戻す手段の一つであると考えています。	
③ 協議会の区域			
6	協議会の区域は、現在の地区自治会連合会の範囲と同じでしょうか。	地域づくり協議会の区域は、原則小学校区を目標としているため、地区市民センター所管区域を範囲とする現在の地区自治会連合会の範囲とは必ずしも合致するものではありません。	
7	(地区自治会連合会の) 区域を変えなければならない場合、理由はいかなるもののでしょうか。	本市が地域づくり協議会の活動範囲の目標を小学校区とする理由は、持続可能な地域を形づくりにあたり、今後の地域の担い手となる子どもや親世代にとって顔と顔がわかる身近なコミュニティの範囲が望ましいと考えるからです。小学校区で取り組んでいるコミュニティスクールや避難所開設に、福祉や安全安心の取り組みが連携することで、より地域力の向上を図ることができると思います。 これまでも地域の課題を把握し解決に向けて要望等をまとめてきた地区自治会連合会は、地域づくり協議会において協議機関の中心となるものです。地区自治会連合会は、単位自治会同士の連携や交流を促進する任意の団体であるため、その活動範囲は行政が	

		<p>一方的に変更するものではありませんが、地域団体の委員等は自治会から選出されていることから、地域づくり協議会の区域内に属する自治会と、地区自治会連合会の範囲はできる限り合致することが、地域一体となった取組みを推進することにつながると考えています。</p>	
8	<p>小学校区を基準に、一協議会範囲を定めていますが、一部の地区では範囲が変わるのでしょうか。また、現在の地区自治会連合会は、行政区域単位（23）で組織されていますが、変更等はあるのでしょうか。</p>	<p>本市が地域づくり協議会の活動範囲の目標を小学校区とする理由は、持続可能な地域を形づくりにあたり、今後の地域の担い手となる子どもや親世代にとって顔と顔がわかる身近なコミュニティの範囲が望ましいと考えるからです。小学校区で取り組んでいるコミュニティスクールや避難所開設に、福祉や安全安心の取組みが連携することで、より地域力の向上を図ることができると考えます。したがって、小学校区での活動が将来的に協議会に有益であるという機運がある場合は、隣接する協議会と調整の上、活動区域を整理するものと考えています。</p> <p>地区自治会連合会の活動範囲については、単位自治会同士の連携や交流を促進する任意の団体であるため、行政が一方的に変更するものではありません。ただし、地域づくり協議会の中核を担う組織であることを鑑みますと、自治会連合会が活動範囲を同一化することは望ましいと考えます。</p>	
④ 協議会の構成員			
9	<p>区域に縁のある方々の存在が考慮されていないのではないのでしょうか。居住地と就労地が異なったり、他地域に居住しているものの、自分の暮らした地区とのつながりを残したいと考える人の存在が考慮されていないと思います。</p>	<p>ここでは、居住及び活動するもの全てが構成員となることを示しています。これは、他地域に居住されている方または他地域に拠点を置く団体等でも、その地域において活動されている場合は、地域づくり協議会の一員となることを表しています。</p>	

10	構成員には、企業等も含まれるということでしょうか。	貴意のとおりです。	
11	鈴鹿市役所は神戸地区地域づくり協議会の構成員となるのでしょうか。	鈴鹿市役所は行政機関ですから、全ての協議会と協働しますので、全地区に関わりを持ちます。	
⑥ 協議会の要件			
12	要件の4つ目に「事務所の設置」が必要であると思います。市として事務所の設置を積極的に支援せずに、やれ・やれでは市の施策としてはおかしいと思います。	協議会における活動拠点は、基本的に公民館と位置づけております。公民館がその役割をしっかりと果たすことができるよう取り組んでまいりますので、協議会の要件としておりません。	
13	地域づくり協議会の運営は、単位自治会から選出された方が運営するのでしょうか。	単位自治会から選出された方のみが運営するのではなく、他団体の方も参画し、運営されるものとしています。	
14	地域づくり協議会へ参加する役員等の任期と単位自治会の役員任期の違いを如何にすればよいのでしょうか。	協議会及び自治会役員の任期は、地域づくり協議会の円滑な運営のために、各協議会の総会等で話し合い決めていただくものと考えます。	
⑧ 協議会の事業			
15	協議会の事業について、①地域福祉②自主防犯自主防災③健康づくり④子どもの健全育成のみにすべき。その他の事業は、必ずしも一地域で収まるものではないと思います。	地域振興、地域文化の継承等、環境及び景観保全についても、重要な事業であり、自助共助で取組めるものを協議会の事業としています。全ての事業を一地域のみで取組むものとは限定しておりませんが、広域な住民参加を促すために表現を検討します。	福祉、防災、教育とその他の4項目に変更
16	市と協働して取組む具体的な事業も追記すべきだと思います。	市と協働して取組む事業は、地域づくりにおける課題解決への取組すべてですので、特定のものを書き表すことはありません。	

17	地域づくり協議会組織の活動による地域差は発生しないのでしょうか。	地域がかかえる課題は地域の実状により異なることもあるため、それぞれの取組みや活動は比較されるものではないと考えます。その中で、地域づくり協議会間の交流や連携を増進し協議会活動の活性化を図るために地域づくり協議会代表者会議を組織しています。	
18	自治会組織と地域づくり協議会組織との違いは何でしょうか。	住民の関わり方と、組織の立場に違いがあります。住民の関わり方としては、自治会は加入して会員になるものですが、地域づくり協議会は居住する人や活動する団体等に「地域の一員」としての立場があり構成員です。組織の立場としては、自治会は最小単位の自治組織であるとともに地域づくり協議会を構成する一組織ですが、地域づくり協議会は、その自治会も含め地域全体を広く包括し横の連携を図る自治組織です。	
19	自治会と地域づくり協議会の活動や目的の違いはあるのでしょうか、また、それらが重複することはないのでしょうか。	自治会と地域づくり協議会は、どちらも住みよい地域をつくるための活動をしており目的は同じですが、活動やサービスの及ぶ範囲が異なります。自治会は加入する意思を表明した住民で組織された任意の地縁団体で、サービスも加入者のみ受けることとなりますが、地域づくり協議会については加入脱退の概念はなく住む人や活動する団体等全てが構成員であり、地域全体の公益のための活動に取り組むため、構成員全体がサービスを受けられる対象となります。また、地域づくり協議会は地域を広く包括する組織であるため、構成員の声を聞きながら、地域内の活動の重複を整理したり連携を図るなど、効率的効果的な活動にする調整機能をもっています。ただし、個々の自治会内の活動に一方的に干渉することはありません。	

⑨ 活動の制限		
20	法的な根拠は整理されているのでしょうか。	この項目は、地域づくり協議会への制限であり、個人の自由を制限するものではありません。また、地域づくり協議会が行う活動は地域の公益に資するものであることから、特定非営利活動促進法に準じて活動の制限を設けています。
21	あえて条文化する必要はないのではないのでしょうか。	地域づくり協議会の組織としての公益目的が、構成員である個人の自由権まで侵害することのないよう、条文化するものです。
22	拡大解釈をすると、構成員となる住民のうち、公職に就いている者（議員等）の活動が制限されるのではないのでしょうか。	地域づくり協議会が行う公益活動について制限するものですので、個人の活動を制限するものではありません。公職にある人の活動は、他法令が適用されます。
23	拡大解釈すると、寺社の土地を活用した文化的・歴史的伝統行事等が多々あり、寺社の土地というだけで協議会の活動とは認めないことになるのではないのでしょうか。	寺社の土地を活用したものであっても、主な目的が住みよい地域づくりに資する文化的・歴史的伝統行事であれば、制限する活動にはなりません。
24	罰則規定はあるのでしょうか。	ありません。
⑩ 地域計画の策定		
25	⑧の事業に依じてすべての計画を策定することは困難であるし、形だけなら策定の必要もない。地区福祉計画、地区教育計画、地区防災計画の3点の策定を求めるほうが現実的と考えます。	地域計画は、地域づくり協議会の基本目標と自助共助の活動方針等を表したものです。地域の課題やニーズ等を踏まえ、解決や活性化に向けて自助共助で取組む活動の方針とその解決策を考え、計画的な取組みを推進することが目的であり、事業の種別を限定するものではありません。
26	地域計画という言葉はなじみがないので、名称を変更すべきだと思います。	地域計画は、地域づくりの方針の総称としています。各地区の地域計画の名称は、変更することは可能です。

27	市と協働して取組む事業についても策定するよう明記すべきだと思います。	地域計画は、地域づくり協議会の基本目標と自助共助の活動方針等を表したものです。活動方針に対する解決策によっては、市と協働で取組むことが望ましいと記載していくものあると考えますが、取組みが確約されるものではありません。	
28	公民館事業とも連携した計画を加えるように規定すべきと考えます。	公民館運営委員会は、地域づくり協議会と深く関わりのある団体のひとつであり、公民館は地域づくりにおける人づくりの拠点であるという視点を踏まえ、各地域づくり協議会によって計画策定を進めていただくものと考えています。	
29	市道を改善しようといった計画を立てた場合、市は実施してくれるのでしょうか。	地域計画は、地域づくり協議会の基本目標と自助共助の活動方針等を表したものです。地域の要望に対して確約するものではありませんが、住みよい地域づくりに向けて必要であることについては、市も一緒に考えていくものとしております。	
⑫ 市の支援			
30	現在、自治会長、公民館長、民生委員・児童委員等には小額とはいえ手当が出ています。しかしながら、地域づくり協議会長には手当が出ていません。役務の内容も大変難しく、重たい仕事であるため早急に手当を予算化して支給するよう改善すべきです。	地域づくり協議会に対する財政的支援のあり方において検討するものと考えています。	
31	人的支援について、公民館職員を地域づくり協議会の事務局員として組織改正を行うべきだと思います。	公民館職員は、地域づくり支援を所掌事務としております。今後も引き続き、地域づくりへのサポートに当たってまいります。	

その他		
32	20 年後 30 年後に地域づくりを支える中心となる世代及び次世代に対して、地域づくりがなぜ求められるのか十分な説明が不足していると思います。	地域づくりは、市民と行政による協働のまちづくりの推進にあたり、人口減少・少子高齢化や自然災害など厳しい社会環境においても、地域内の連携を強め自助共助による地域の課題解決や活性化を図り、将来にわたって持続可能な住みよいまちをつくるためのものであることを、幅広い世代に対し周知し意見交換等に努めます。
33	各地区での動きに対して、行政側のスケジュールに合わせる面が多く、鈴鹿市全域での熟議による合意形成の熟度が上がっていないと危惧しています。	各地区の地域づくりの進捗状況が異なっていることは認識しております。各地区の実情に合わせた支援を実施いたします。
34	行政内部「地域」に関係する政策や、いろいろな要素が未整理のままの部分が多いのではないのでしょうか。	地域づくり推進本部体制のもと、一貫性を持った地域政策を進めていくことができるよう取り組んでまいります。
35	まちづくり基本条例，総合計画2023，それぞれの市民参画の議論の上で素案が作成されてきたが，今条例でそのような動きがなかったように思います。	市民の皆様と協働で策定した鈴鹿市まちづくり基本条例の趣旨を踏まえ，本条例の制定に取り組んでいます。また，これまで取り組んできた地域づくり協議会の再編や設立準備委員会の立ち上げにあたり各地区の住民の方々からいただいた御意見や地域づくりの状況を踏まえて本条例案を作成しています。さらに，地域の各団体から幅広い意見をいただくために設置した「鈴鹿市地域づくり検討会議」や，市自治会連合会等からも意見をいただいています。
36	協議会の区域について，規則で別表記載とあるが，パブコメに別表は添付されていないので，示していただきたいです。	この度のパブリックコメントは，鈴鹿市意見公募手続要綱第 3 条第 1 項第 1 号に基づき行われたものですので，条例案（骨子）の内容が対象となっております。規則で表す別表については別途地域での説明会を通じて御意見を頂戴しております。